

令和5年4月教育委員会定例会事項書

令和5年4月25日（火） 午後2時から

教育委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員について

3 議 事

- (1) 【請願第5号】 外部団体への個人情報提供に関する請願について (教育支援課)
- (2) 【議案第2069号】 専決（鈴鹿市教育委員会書記の任免）の承認について (教育総務課)
- (3) 【議案第2070号】 専決（鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）の承認について (教育総務課)
- (4) 【議案第2071号】 通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について (教育指導課)
- (5) 【議案第2072号】 学校運営協議会委員の任命について (教育支援課)
- (6) 【議案第2073号】 専決（鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正）の承認について (子ども育成課)
- (7) 【議案第2074号】 専決（鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正）の承認について (子ども育成課)
- (8) 【議案第2075号】 専決（学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正）の承認について (子ども育成課)

4 報告事項

- (1) 鈴鹿市教育振興基本計画 令和5年度実行計画について (教育総務課)
- (2) 令和4年度 鈴鹿市立学校における働き方改革の進捗状況について (学校教育課)
- (3) 鈴鹿市立小中学校における水泳授業及びプール施設の在り方に関する基本方針について (教育指導課)

5 その他

- (1) 令和5年5月教育委員会定例会の開催について (教育総務課)

4月教育委員会 定例会席表

<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 教育委員 (松嶋 康博) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 教育長 (廣田 隆延) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> (会議録署名者) 教育委員 (笠井 智佳) </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 教育委員 (山中 秀志) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 教育委員 (下古谷 博司) </div> </div>					
子ども育成課長 (善福 一博)	参事兼 教育指導課長 (西村 佳代子)	参事 (三浦 洋子)	教育次長 (伊川 歩)	参事兼 教育総務課長 (鈴木 明)	参事兼 教育政策課長 (小林 佐織)
/		学校教育課長 (藤見 忠)	教育支援課長 (津田 由美子)	書記 (木葉 健介)	書記 (久住 孝大)
/		/		/	
傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席

(傍聴人:定員は10人)

令和5年4月 教育委員会 定例会

請 願

(第5号)

令和5年4月25日

鈴鹿市教育委員会

外部団体への個人情報提供に関する請願について
別紙のとおり請願書の提出があったので、その取扱いについて審議する。

令和5年4月25日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

請願書

(別 紙)

提案理由

別紙のとおり請願書の提出があったので、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第1号の規定により、その取扱いについて審議する。

2023年3月16日

教育長 様

外部団体への個人情報提供に関する請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大原 敦子
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

P T A等の学校の外部団体に対して個人情報提供を行うことについて、本人から書面での同意をとることの徹底を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

学校の外部団体であるP T Aに対して、保護者や教職員が強制的に加入させられている実態が全国的にあるとよく耳にするようになりました。P T Aがこれまで果たしてきた役割を否定するつもりはありませんが、加入に伴う負担の大きさから離職をせざるを得なくなる方等もいらっしゃるようで、P T Aへの強制加入はあってはならないと考えております。そこで、当組合は三重県におけるP T Aへの加入方法の実態を明らかにすべく、県内の市町教育委員会や市町立学校管理職にはたらきかけ、調査を進めてきました。

そもそもP T Aは学校の外部団体であり、加入の強制はできません。また、加入に伴って、学校の保有する氏名や、場合によっては銀行口座情報といった個人情報を、外部団体であるP T Aに無断提供したとなれば、校長は地方公務員法第34条(守秘義務)に違反したことになります。他者を無許可で外部団体に加入させた上で、金銭徴収まで行うわけですから、さらに問題があるといえます。

しかし、実際には県内市町立学校において、意志確認なしでP T A加入が行われている学校はいくつもあります。「加入について、アナウンスを行い、不加入についての申し出がなければ加入してもらっている」という学校も半数ありますが、同時にそのような学校の管理職が次のような見解を示していることをいくつも確認しています。

- 任意加入であるとは説明していないが、P T Aの活動内容について説明しても、「加入しない」という申し出はなかったので加入の同意(個人情報提供同意)があったと考えている。
- 任意加入であるというのは知っていたという認識であるため、その旨の説明はしていない。年度当初にP T A役員選出に参加していただいているが、その際にP T A自体に入らないという申し出がないまま役員選出に参加されていたので、加入の意思(個人情報提供同意)があったと考えている。
- 任意加入であるとは周知していないが、全員に加入していただいているという旨を話している。その際、非加入の申し出はなかったので、加入の同意(個人情報提供同意)があったと考えている。

ここで示された内容は、つまり、任意加入であることの説明や、加入・非加入の意思表示をする場をもたないまま、活動内容説明や活動を進めていくということであり、P T Aへの自動加入(強制加入)ととらえるのが妥当です。非加入の意思を示した人の意思を尊重せずに入させるといふ、狭義の意味での「強制」でなかったとしても、その手続きのあり方には問題があると考えます。実際、管理職が「自動加入ではない」と見解を示している学校のP T Aについて、会員が「加入の意思確認なしのまま自動加入させられた」という認識であるケースを確認することができました。このように学校側が「加入や個人情報の外部提供について同意をしてもらっているに違いない」という誤解のもと、個人情報を外部提供してしまっている事案はほかにもあることだと思います。また、任意加入である旨の説明が適正になされている場合であっても、個人情報を扱う以上、書面で同意確認をとることが必要であると考えます。

本請願書においてはP T Aを例に挙げさせていただきましたが、これはどの外部団体に対する加入や個人情報提供にも通じる内容です。個人情報の適正な取り扱いのために、学校の外部団体に対して個人情報提供を行うことについて、本人から書面での同意をとることの徹底が必要であると考えます。

令和5年4月 教育委員会 定例会

議 案

(第2069号～第2075号)

令和5年4月25日

鈴鹿市教育委員会

専決の承認について

鈴鹿市教育委員会書記の任免について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月25日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会会議規則第7条の規定に基づき書記の任免を行うについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出する。

専決の承認について

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月25日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
 条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市教育委員会における鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
 例施行規則（令和3年鈴鹿市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように
 改正する。

改正後					改正前				
(職種別基準表)					(職種別基準表)				
第2条 フルタイム会計年度任用職員の 職種別基準表は、次のとおりとする。					第2条 フルタイム会計年度任用職員の 職種別基準表は、次のとおりとする。				
職種	基礎 号給		上限		職種	基礎 号給		上限	
	職 務 の 級	号 給	職 務 の 級	号 給		職 務 の 級	号 給	職 務 の 級	号 給
(1) 学力向上支援 員，就学支援教室コ ーディネーター，不 登校対策アドバイ ザー，教育相談員及 び人権教育センタ ー主事， <u>部活動地域 移行推進員</u>					(1) 学力向上支援 員，就学支援教室コ ーディネーター，不 登校対策アドバイ ザー，教育相談員及 び人権教育センタ ー主事				
(2)～(6) 略					(2)～(6) 略				
(パートタイム会計年度任用職員の報 酬の額)					(パートタイム会計年度任用職員の報 酬の額)				
第3条 パートタイム会計年度任用職員 の報酬の額は、次の各号に掲げる区分					第3条 パートタイム会計年度任用職員 の報酬の額は、次の各号に掲げる区分				

に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 養護及び支援員 時間額985円

(2)～(6) 略

に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 養護及び支援員 時間額950円

(2)～(6) 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第2071号

通級による指導の実施等に関する要綱の一部改正について
通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和5年4月25日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示

(別 紙)

提案理由

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条第2号の規定により、この議案を提出する。

通級による指導の実施等に関する要綱の一部を改正する告示

通級による指導の実施等に関する要綱（平成26年鈴鹿市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(設置)</p> <p>第3条 鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の表の左欄に掲げる通級指導教室をそれぞれ同表の右欄に掲げる学校に設置する。</p>		<p>(設置)</p> <p>第3条 鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次の表の左欄に掲げる通級指導教室をそれぞれ同表の右欄に掲げる学校に設置する。</p>	
通級指導教室の種類	設置校	通級指導教室の種類	設置校
略		略	
発達障害等通級指導教室	<p><u>鈴鹿市立稲生小学校</u></p> <p>鈴鹿市立飯野小学校</p> <p>鈴鹿市立神戸小学校</p> <p><u>鈴鹿市立神戸中学校</u></p> <p>鈴鹿市立創徳中学校</p>	発達障害等通級指導教室	<p>鈴鹿市立飯野小学校</p> <p>鈴鹿市立神戸小学校</p> <p>鈴鹿市立創徳中学校</p>

第5号様式及び第6号様式中「〒 - 鈴鹿市」を「鈴鹿市」に改め、「道徳、」を削る。

第7号様式中「〒 - 鈴鹿市」を「鈴鹿市」に改める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

学校運営協議会委員の任命について
学校運営協議会委員を次のように任命する。

令和5年4月25日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

学校運営協議会委員
(別 紙)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定に基づき学校運営協議会委員の任命を行うについて、教育委員会の議決を得るため、この議案を提出する。

令和5年度 学校運営協議会委員名簿

(令和5年4月20日現在)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
学校名	名前 (委員長)	名前 (副委員長)	名前	名前	名前	名前	名前	名前	名前	名前	名前 (校長)
平野中	篠原 章矩	藤本 英二	加藤 清	佐野 敏彦	五十嵐 なぎ子	平子 哲子	橋爪 早苗	間崎 裕介	宮崎 利香	-	上田 章善
創徳中	池崎 信夫	岩本 麻美	出水 周二	豊田 博	阪田 八千代	南條 隆	橋本 克幸	水野 善之	-	-	須藤 雅哉
白鳥中	里見 力	喜多村 芳行	長谷川 俊男	橋本 巴	野田 うた子	伊藤 文子	小林 高人	大藪 愛子	横山 愛子	-	上田 由美子
神戸中	是枝 徳義	兼丸 良政	林 佳代子	阿部 雅登	生駒 明子	平子 正人	北村 武	河北 瑞希	白塚山 隆彦	-	片岡 裕明
大木中	中嶋 範生	藤井 さゆり	吉田 四郎	樋口 比呂磨	杉本 五月	山中 泰成	太田 寛	小林 綾子	藤田 恭江	堀部 亜矢	神原 由明
千代崎中	玉川 登美男	吉田 里美	平山 光一郎	儀賀 吉和	山崎 俊美	岡崎 亮	鈴木 裕子	1名調整中	-	-	山田 洋一
白子中	矢頭 敏明	宮本 佳宥	水野 克則	岩本 維久子	濱田 圭子	児玉 なほ子	栗原 直子	奥岡 理絵	樋口 亜梨沙	-	堀之内 宏行
鼓ヶ浦中	澤内 喜代子	宮崎 真季	高橋 洋二	財津 達夫	谷 暁子	堤 伸一	川下 正一	服部 安仁	今井 俊郎	杉野 友紀	羽山 哉美
天栄中	城ノ口 典子	宮崎 一美	杉野 周二	稲垣 宗夫	瀧美 親彦	舟橋 智恵子	分部 正仁	森 絵里	北川 美紀	-	岡村 幸則
鈴峰中	市川 春美	村山 優子	伊藤 徳人	古川 ひろみ	名村 吉子	辻本 双美	松井 優子	高野 栄子	山本 信一	坂口 功	磯部 仁
国 府	岸 俊子	中島 幸雄	打田 利治	宮崎 由美子	伊藤 光春	橋本 研一	平子 哲子	網谷 亜子	磯田 由佳	鈴木 朋世	神原 亜矢子
庄 野	萩 享	逢坂 武	加藤 清文	宮崎 利香	仲村 浩二	佐野 加代子	加藤 慎二	江口 利香	-	-	岡崎 智子
加佐登	島田 恒次	中西 貞徳	假谷 貞次	江藤 明美	佐藤 美佐	小林 高人	村上 裕子	大川 裕治朗	尾藤 怜奈	-	山中 喜宏
牧 田	前川 達次	横田 千代	岡田 聖子	中井 奈美	甲斐 隆幸	前川 智子	吉田 進	上村 さゆり	-	-	鈴木 康仁
清 和	磯部 和生	里中 俊行	三関 一成	五十嵐 なぎ子	宇園田 有香	石川 智士	加藤 敏之	坂倉 孝幸	-	-	大井 るみ
石薬師	中口 英治	鎌倉 めぐみ	小原 敏久	多田 愛作	上園 圭希	實義 幹夫	栗原 雄二	田中 成美	市川 佳奈	桑原 里美	辻井 康博
白 子	中野 初子	三井 真由美	平田 千尋	森井 貴光	山中 晃	喜田 園子	内山 安司	永田 みちよ	茂理 幹人	池口 正一	奥山 充人
鼓ヶ浦	巻 重雄	和田 宏史	内田 信也	財津 達夫	佐野 隆夫	谷川 かず子	福井 ひとみ	落合 敦子	半田 清香	-	池畑 直哉
旭が丘	橋本 洋司	児玉 なほ子	東口 裕子	小川 明彦	兵連 恒夫	中瀬 光幸	小坂 のどか	長谷川 尚子	岡崎 恵子	上村 勉	楠田 謙治
桜 島	水野 克則	定金 千佳	豊田 靖	林 和枝	稲垣 真吾	橋爪 小百合	渡邊 真由実	栗原 直子	小川 友佳子	-	中馬 圭子
愛 宕	山崎 和明	横山 幸男	佐野 康典	大橋 高庸	東 謙二	松村 珠美	小川 英治	木下 麻三子	鈴木 希	-	浅井 和代
稲 生	水谷 忍	生川 喜代一	飯野 光治	鈴木圭子	村山 昌子	高瀬 悟	門谷 林訪	小林 文雄	高田 敏	樋口 延枝	長谷川 浩
飯 野	中西 聡	古市 博信	新原 正登志	別所 公代	松田 敬子	東 亜希子	畑 哲子	永田 裕美	春岡 亜由美	-	石井 孝史
明 生	杉田 暁博	高井 努	喜早 寛	前川 靖	門平 宏	森田 文子	長谷川 恵子	尾崎 明美	森 聡	-	小林 信吾
河 曲	遠藤 義光	松林 弘	是枝 徳義	兼丸 まり子	安村 美保子	豊田 守	富田 央彦	岸江 衣織	堂園 純子	塚田 覚	中野 誉
一ノ宮	林 武繁	船戸 弘美	森 春夫	田中 仁	坂倉 正登	田中 基子	寺田 隆	豊田 亜弓	田上 勝彦	平良 麻衣	山田 晋司
長 太	吉田 四郎	荻田 ひさ代	立松 彦一	濱田 善則	加藤 元	藤井 さゆり	森田 貢	橋本 武己	阪本 鉄夫	坂 公子	市川 善浩
箕 田	杉本 直哉	大澤 友美	廣田 雅美	宮崎 正雄	杉本 五月	杉本 勝實	矢田 和香子	宮崎 哲郎	小林 綾子	櫻井 真紀	杉野 美佳
若 松	西城 彰男	中條 一美	原田 吉次	垣内 茂夫	西城 薫	中川 久子	万代 圭子	児島 功	儀賀 博實	-	池田 道彦
玉 垣	城ノ口 和幸	山崎 俊美	吉田 里美	伊藤 正法	山路 伸一	松山 覚	藤田 満珠美	伊藤 賀文	田藤 華奈子	河原 早織	岸原 正治
神 戸	中西 尚	橋本 和馬	福井 雅子	加藤 貞子	瀬口 範子	梅本 裕多加	加藤 貴也	金丸 直司	阪田 美保	-	溝口 忍
合 川	眞弓 裕雄	宮崎 奈緒子	野田 効	川岸 健太郎	國分 昭英	三谷 香	小坂 和代	中尾 弘昌	中内 滋	三谷 直美	松浦 洋幸
天 名	瀧美 親彦	市川 文明	宮崎 孝教	伊藤 行輝	宮崎 恵美子	宮崎 悦子	吉村 素子	江藤 真治	米川 紘子	瀧美 三香	藤本 寧夫
栄	早川 久喜	永瀬 未香	大城 麗姫奈	草野 万里子	田畑 博美	渡邊 正博	中野 裕美子	松澤 佳津子	辻野 佳規	桐生 満	山下 浩一
鈴 西	水野 典子	佐藤 章司	伊藤 隆	酒井 秀郎	有安 正章	野田 うた子	筒井 俊行	木村 光男	長谷川 敦也	濱本 由衣	葛西 和巳
椿	早川 待子	三浦 照明	川森 浩	中川 重則	谷村 尚子	平野 奈津美	荒山 哲次	高橋 勝美	内山 周二	安藤 達哉	平子 琢也
深伊沢	山本 信一	森川 克美	堤 好	市川 春美	杉山 保夫	松井 優子	石田 喜代子	森田 千峰	水野 治彦	富井 大輔	松岡 智香
庄 内	古川 ひろみ	野崎 由夏子	萩 恵里香	岡田 久美	川北 幸男	山田 真太郎	藤林 怜	高見 もと	-	-	田辺 浩一
井田川	磯部 剛郎	磯部 敏男	藤田 隆夫	里見 力	磯部 俊秀	長谷川 洋人	遠藤 喜久子	麻生 洋一郎	鏡 綾	石井 智也	東浦 重人
郡 山	大井 立美	前田 研介	佐野 公彦	大塚 泰子	前川 まゆみ	川居 章	城ノ口 典子	中西 さくら	伊藤 めぐみ	-	草川 哲郎

専決の承認について

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月25日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市立幼稚園園則の一部を改正する規則(令和4年鈴鹿市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第3条関係)				別表(第3条関係)			
幼稚園 の名称	収容定員			幼稚園 の名称	収容定員		
	満3歳 児	満4歳 児	満5歳 児		満3歳 児	満4歳 児	満5歳 児
略	略	略	略	略	略	略	略
鈴鹿市 立白子 幼稚園	略	略	略	鈴鹿市 立白子 幼稚園	略	略	略
略	略	略	略	<u>鈴鹿市 立箕田 幼稚園</u>		<u>35人</u>	<u>35人</u>
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

専決の承認について

鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月25日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則の一部を改正する規則

鈴鹿市立学校及び幼稚園の公印に関する規則（平成27年鈴鹿市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							
別表（第4条関係）							
公印管理者	種類	名称	寸法	ひな型	書体	使用区分	個数
略	略	略	略	略	略	略	略
飯野幼稚園長	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略							

改正前

別表（第4条関係）

公印管理者	種類	名称	寸法	ひな型	書体	使用区分	個数												
略	略	略	略	略	略	略	略												
飯野幼稚園長	略	略	略	略	略	略	略												
箕田幼稚園長	職印	鈴鹿市立箕田幼稚園長之印	方18	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">園</td> <td style="padding: 2px;">箕</td> <td style="padding: 2px;">鈴</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">長</td> <td style="padding: 2px;">田</td> <td style="padding: 2px;">鹿</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">印</td> <td style="padding: 2px;">幼</td> <td style="padding: 2px;">市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">稚</td> <td style="padding: 2px;">立</td> </tr> </table>	園	箕	鈴	長	田	鹿	印	幼	市		稚	立	れい書	公文書用	1
園	箕	鈴																	
長	田	鹿																	
印	幼	市																	
	稚	立																	
箕田幼稚園長	庁印	鈴鹿市立箕田幼稚園之印	方23	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">稚</td> <td style="padding: 2px;">立</td> <td style="padding: 2px;">鈴</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">園</td> <td style="padding: 2px;">箕</td> <td style="padding: 2px;">鹿</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">印</td> <td style="padding: 2px;">田</td> <td style="padding: 2px;">市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;">幼</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	稚	立	鈴	園	箕	鹿	印	田	市		幼		てん書	公文書用	1
稚	立	鈴																	
園	箕	鹿																	
印	田	市																	
	幼																		
箕田幼稚園長	庁印	鈴鹿市立箕田幼稚園之印	方44	<table border="1" style="border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">幼</td> <td style="padding: 2px;">立</td> <td style="padding: 2px;">鈴</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">稚</td> <td style="padding: 2px;">箕</td> <td style="padding: 2px;">鹿</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">園</td> <td style="padding: 2px;">田</td> <td style="padding: 2px;">市</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">印</td> <td style="padding: 2px;"></td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	幼	立	鈴	稚	箕	鹿	園	田	市	印			てん書	修了証書用	1
幼	立	鈴																	
稚	箕	鹿																	
園	田	市																	
印																			
略	略	略	略	略	略	略	略												

備考 略

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

専決の承認について

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部改正について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和5年4月25日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部を改正するについて、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により専決したので、同条第2項の規定により、この議案を提出する。

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程の一部を改正する告示

学校等の設備の使用による個人演説会等の開催のために必要な施設の設備及び納付すべき費用の額に関する規程（平成26年鈴鹿市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後											
別表（第2条関係）											
施設の名称	使用室の名称	聴衆席の面積	納付すべき費用の額			施設の設備					
			平日		休日	照明	便所	演壇	椅子	拡声機	弁士控室
			昼間	夜間							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
飯野幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考											
略											

改正前

別表（第2条関係）

施設の名称	使用室 の名称	聴衆席 の面積	納付すべき費用の額			施設の設備					
			平日		休日	照明	便所	演壇	椅子	拡声機	弁士控室
			昼間	夜間							
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
飯野幼稚園	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
箕田幼稚園	遊戯室	93㎡	9,090円	25,675円	26,992円	有	有	無	有	有	有
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略

備考

略

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年4月 教育委員会 定例会

報 告 事 項

令和5年4月25日

鈴鹿市教育委員会

「鈴鹿市教育振興基本計画 令和5年度実行計画」修正箇所 一覧

No.	基本事業	取組内容	指標	令和3年度実績値	R4とR3年度の比較	令和4年度実績値	令和5年度目標値	担当課
1	1-1 英語教育	小中学校の系統的な英語教育の推進	中学校の英語科の授業において、外国語指導助手を活用した話す・書くなどのパフォーマンステストを実施した回数	189回		193回	200回	教育指導課
2	1-2 ICTを活用した教育	・ICT活用による授業の質の向上 ・ICT活用の支援体制づくり	児童生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を授業で活用した学校の割合（ほぼ毎日）【学校質問紙】	未測定 (指標変更のため)	-	60.0%	100.0%	教育指導課 教育政策課
3	1-6 アクティブ・ラーニングを導入した教育活動	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業展開	自ら課題を設定し、解決に向けて話し合いやまとめ、表現などの学習活動を取り入れた学校の割合【学校質問紙ほか】	95.0%		85.0%	100.0%	教育指導課
4	2-1 キャリア教育	教育活動全体における計画的な取組	「すずか夢工房」を実施した学校の割合	67.5%		67.5%	87.5%	教育指導課
5	2-4 外国人児童生徒などへの日本語教育	特別の教育課程による日本語指導の充実	外国人児童生徒などが在籍している学校において日本語指導に係る研修会を実施した学校の割合	70.3%		69.4%	100.0%	教育支援課
6	3-1 道徳教育	学校教育活動全体を通じた道徳教育の推進	道徳科において児童生徒が自ら考え、話し合う指導をした学校の割合【学校質問紙】	96.7%		92.5%	100.0%	教育指導課
7	3-2 情報モラル教育	授業における情報モラル教育の推進	携帯電話・インターネットの正しい使い方教室を行った学校数	29校		34校	40校	教育支援課 教育指導課
8	4-1 体力・運動能力の向上	体力向上に向けた授業の改善	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の体力測定を全学年・全種目で実施した学校の割合	67.5%		85.0%	90.0%	教育指導課
9	5-1 人権教育	学校・幼稚園における人権教育の推進	児童生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組を実施した学校の割合	77.5%		95.0%	100.0%	教育支援課
10	5-2 特別支援教育	途切れのない支援体制づくり	通常の学級に在籍する児童生徒で、個別の支援が必要な児童生徒の「個別の教育支援計画」作成率【三重県調査】	97.0%		98.5%	100.0%	教育指導課 子ども家庭支援課
11	5-5 不登校対策	学校支援体制づくり	学校生活の中で、児童生徒一人ひとりのよい点や可能性を見つけ、評価する（褒めるなど）取組を積極的に行った学校の割合【学校質問紙】	60.0%		50.0%	62.5%	教育支援課
12	6-2 幼稚園・小学校・中学校の一貫した学びの充実	中学校区における一貫した教育の推進体制づくり	教科の指導内容や指導方法について、近隣の校種の違う学校と連携している学校の割合（月に1回以上）【学校質問紙ほか】	35.0%		52.5%	70.0%	教育指導課 子ども育成課
13	7-1 人的環境の整備	介助員などの適切な配置	介助員一人当たりに対する特別支援学級の児童生徒数	5.5人		5.4人	4.2人	学校教育課
14	7-2 施設等の環境整備	トイレの洋式化の推進	小中学校のトイレの洋式化率	43.8%		44.9%	46.0%	教育政策課 学校教育課
15	7-3 就学が困難な子どもへの支援	就学援助・特別支援就学奨励費制度の実施	就学援助制度についての広報などによる周知回数	7回		7回	7回	学校教育課

令和4年度 学校における働き方改革の推進状況について

1 令和4年度鈴鹿市の目標

○成果指標の目標値

- ・月45時間を超える時間外職員の年間延べ人数（小中）を0人
- ・年間360時間を超える時間外職員を0人
- ・1人当たりの月平均時間外労働時間を30時間以下
- ・1人当たりの年平均休暇取得を22日

○活動指標の目標値

- ・定時退校日に定時に退校できた職員の割合……90%以上
- ・部活動休養日を実施した割合……95%以上
- ・会議時間の短縮……70%以上
(放課後に開催され60分以内に終了する会議の割合)

2 令和4年度の鈴鹿市の結果

(1) 時間外職員の年間延べ人数（小中）

	R4(～2月)	R3	R3 年度比
月80時間超	74人	67人	110.4%
月45時間超	1301人	1284人	101.3%
年360時間超	312人	345人	90.4%

(2) 時間外労働時間

	R4(～2月)	R3	R3 年度比
小中学校	25.0時間	24.5時間	2.0%増
小学校	23.8時間	23.9時間	0.4%減
中学校	28.5時間	26.4時間	7.9%増

(3) 休暇取得

	R4(～2月)	R3	R3 年度比
小中学校	23.67日	22.77日	0.9日増
小学校	24.96日	23.35日	1.61日増
中学校	21.18日	21.61日	0.43日減

(4) 統一した3項目の取組状況(上.下半期の結果より)

		小学校	中学校
定時退校日の設定	1年間に定時退校日を設定した日数の平均(日)	29.2日	21.6日
	定時退校日の定時に退校できた職員の割合(%)	84.3%	91.9%
部活動休養日の設定	計画通りに休養日を実施した部活動の割合(%)		100.0%
会議時間の短縮	取組の対象とした会議数の平均(回)	49.3回	82.3回
	60分以内に終了した会議の割合(%)	69.4%	71.5%

令和5年度 学校における働き方改革の推進

鈴鹿市教育委員会

目的

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を継続的にを行います。

上限時間

- ① 1か月の時間外労働時間について、45時間以内
- ② 1年間の時間外労働時間について、360時間以内（月平均30時間）

学校における働き方改革推進のための環境整備等

- 1 教育ICTの推進
 - ・ 校務支援システムを活用した出退勤時間の客観的かつ外形的な把握の推進
 - ・ ICTを活用した有効な授業方法や資料の提供・共有化
 - ・ 会議等のオンライン化による業務削減を検討
- 2 専門家や外部人材の配置
 - ・ スクールライフサポーター21校(20人)・外国人指導助手14校(8人)
 - ・ スクール・サポーター・スタッフ 小中学校40校配置
 - ・ 学習指導員 小中学校34校配置
 - ・ スクールカウンセラー40校(11人)、スクールソーシャルワーカー1人配置

3 鈴鹿市運動部活動指針の一層の徹底

- ・ 始業前又は放課後等活動日の見直しや副顧問等との指導時間のシェア

4 時間外の間合せ対応のための留守番電話の設置等の推進

5 学校における働き方改革の推進に係る文書の発出

抜本的な業務削減に向けた業務分担の見直しや適正化

- 1 教育委員会が推進する事業・業務等の見直し
 - ・ 上限時間の遵守を前提とした事業・業務等の推進
 - ・ 調査・会議・研修会の一層の見直し
 - ・ 各種調査等に係るデータの共有
- 2 県及び市町と学校が一体となった取組
 - ・ 「定時退校日の設定」「部活動休養日の設定」「会議時間の短縮」の統一
 - ・ 3項目の一層の推進
 - ・ 設定した日の定時に退校できた職員の割合90%以上を目指す。
 - ・ 部活動休養日を計画通り実施した割合95%以上を目指す。
 - ・ 放課後に開催して60分以内に終了した会議の割合70%以上を目指す。
 - ・ 休暇取得促進のための学校閉校日設定の取組の推進(5日)

学校における働き方改革の推進に向けた考え方

- 1 勤務時間について
 - ・ 学校の業務は「上限時間」を超えないことが前提である。ただし、学校の業務は本来、正規の勤務時間で終わられるように調整すべきものである。
- 2 教育委員会における上限時間に基づく目標等の設定
 - ・ 年360時間、月45時間を超える時間外労働者を0人を目指す。
 - ・ 1人当たりの月平均時間外労働時間を30時間以下を目指す。
 - ・ 1人当たりの年平均休暇取得の目標日数22日を目指す。
- 3 教育委員会及び学校の主体的な取組の推進
 - ・ 教育委員会は、教職員の健康及び福祉の確保を図るために一定の責務があることをふまえる。
 - ・ 教育委員会は、教育行政を推進するにあたり、「上限時間」は超えてはならない時間であり、法的拘束力があることをふまえる。
 - ・ 教育委員会及び学校は、労使協議の結果をふまえ、実情に応じた取組を主体的に推進する。
 - ・ 県及び市町と学校が一体となった取組を組み合わせて改革を推進する。
 - ・ 関係者が一体となって取組を推進する。
- 4 児童生徒に係る臨時的な特別な事情への対応
 - ・ 月あたり45時間を超えたとしても、年間360時間が守られるよう取り組む。
 - ・ 労使で確認したうえで教育委員会や校長が状況に応じて臨時的な特別な事情に該当するかを判断する。
- 5 「上限時間」を超えた場合の対応
 - ・ 状況の把握とその状態を解消できるような業務の削減や、業務の見直しを進めるなどの措置を講じる。
- 6 定期的に検証する場の設定
 - ・ 「上限時間」の遵守の状況について、教委や学校において労使で定期的に検証する。

鈴鹿市立小中学校における水泳指導及び プール施設の在り方に関する基本方針について【概要版】

鈴鹿市教育委員会
(教育指導課)

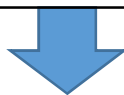
1 策定の経緯・目的

水泳授業の趣旨、目的とは
「水泳系で求められている身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」
【文部科学省・水道指導の手引（三訂版）より】

《本市の課題(自治体共通)》

- ① 屋外での水泳授業は、天候の制約や近年の気温上昇に熱中症が問題になることも多く、計画的な実施が難しくなっていること。
- ② 令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大防止措置として、水泳授業を実施しなかったことから、再開に向けては相当箇所の修繕が必要であること。
- ③ 市内の学校プールは設置から 30 年以上が経過しており、老朽化に伴う修繕費用も年々増加していること。

(課題解決に向けて)



『**児童生徒の安全面・衛生面の確保**』、『**施設の維持保全**』の視点から検討を行い、今後、本市におけるより安全で質の高い水泳指導を目指し、本方針を策定した。

2 プール施設の維持保全の方針

《**小学校**》

■「鈴鹿市学校規模適正化・適正配置に関する基本方針」に基づく学校の規模及び児童生徒数の推計を踏まえ安全面・衛生面を確保するための維持保全を十分に行う。

【**過大規模校・大規模校・適正規模校(12 学級以上)**】

学級数が多く、バス移動による学校外(公共・民間)のプール施設の利用が困難なことから予防保全による整備を行う。

【**小規模校・過少規模校(11 学級以下)**】

学校外(公共・民間)のプール施設の利用を促進しつつ、今後の児童数の減少に伴う小学校の統廃合の動向に注視しながら、適宜、事後保全による改修・修繕を行う。

《中学校》

■今後の水泳指導方針に伴い、水泳の実技指導を行う機会が減少していくことが想定されるため、プール施設に大きな不具合が発生した場合、または学校施設の新築、増改築等を行う場合には、プール施設を廃止する。

■令和5年度に予定している大木中学校校舎増改築事業に伴う旧校舎解体工事及び白子中学校校舎長寿命化改修工事において、プール施設の解体を予定している。

3 水泳授業の実施方針

(1)水泳指導について

《小学校》

■水難事故に遭わないための基本的な水泳技能を身に付けることができるよう、プール施設を活用した実技指導を行う。

■確かな水泳技能の習得のため、専門知識を持つ外部インストラクターの活用を検討する。

《中学校》

■小学校期における基本的な技能の習得を前提に、水泳の実技指導から、座学を通じて水難事故防止に関する知識を広げ、深めることができるよう指導を切り替えていく。

■救命救急では、専門的な知識を扱った指導者より、知識・技能を身に付けることができるよう指導を行う。

(2)プール施設利用について

《小学校》

■天候等に左右されることなく、確実に水泳授業を実施することが可能な学校外(公共・民間)のプール施設の利用を推進していく。

■学校外(公共・民間)のプール施設の利用が困難な場合は、自校の施設を利用し水泳授業を実施する。

《中学校》

■各学校の実情及び施設の状況を踏まえ、順次廃止していく。

5 今後に向けて

■令和5年度は、天名小学校・合川小学校・鼓ヶ浦小学校(民間)において、公共・民間の施設を利用して水泳授業を実施していく。

■小学校における水泳授業については、教育効果向上の観点から引き続き安全で質の高い指導を保障するとともに、学校プールの施設の維持に係る財政負担等を考慮し、令和6年度以降も学校外施設の利用が可能な対象校を拡充していく。

■学校内施設の利用についても課題解消に努め水泳授業の充実を図っていく。